

# 「経済危機対策」における税制改正と注意点

「租税特別措置法の一部を改正する法律」が平成21年6月26日に公布・施行され、「経済危機対策」における税制上の措置として、次の3つの改正が行われました。

税理士 磯林 恵介

## 1 中小企業の交際費課税の軽減

資本金の額又は出資金の額が1億円以下の中小法人に係る交際費の定額控除限度額が、年400万円から年600万円に拡大されました。この改正により、支出交際費のうち、600万円に達するまでの90%を損金算入することができます。

- ◎平成21年4月1日以後に終了する事業年度から適用されます。
- ◎この法律の施行日前に、上記事業年度に係る法人税の申告をしている場合でも、改正後の措置が適用されます。
- ◎この改正により法人税申告書別表十五及び別表十五の二の様式が改正されていますので注意が必要です。

### 改正前

1年間の  
交際費の  
支払額  
700万円

400万円 × 90% = 360万円 が損金となります。

### 改正後

1年間の  
交際費の  
支払額  
700万円

600万円 × 90% = 540万円 が損金となります。

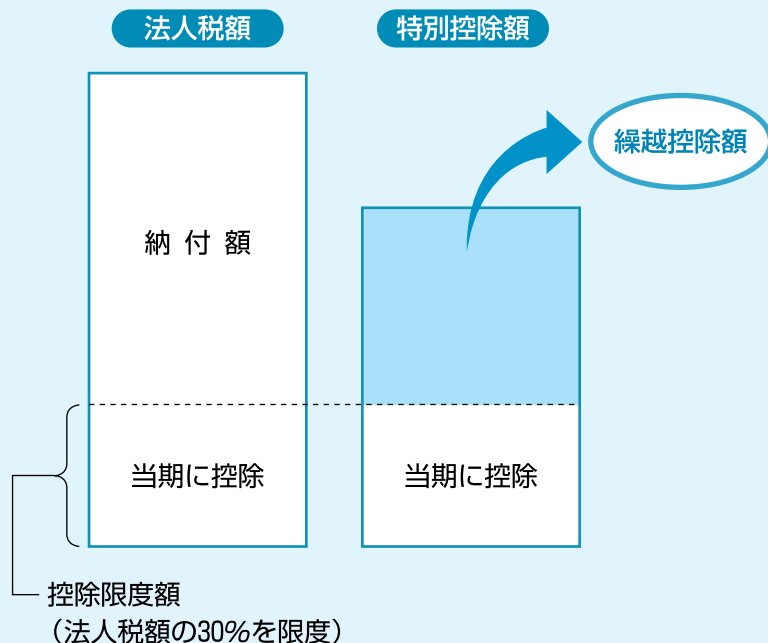
## 2 試験研究費の特別税額控除制度等の特例

試験研究費の総額に係る特別税額控除制度等は、一定の計算をした金額を法人税額から控除することができる制度ですが、その事業年度の法人税額の20%を限度としていました。この改正により、控除限度額が法人税額の30%に拡大されることになりました。

- ◎平成21年4月1日から平成23年3月31日までの間に開始する各事業年度において適用されます。

また、上記期間において法人税額の30%を超える部分として切り捨てられた金額は、平成23年4月1日から平成25年3月31日までの間に開始する各事業年度において、一定額につき、繰り越して控除を受けることができます。なお、この繰越控除の適用を受ける場合でも、繰越控除を受ける事業年度の法人税の30%が限度となります。

### ●控除限度額と繰越控除のイメージ



## 3 住宅取得等の贈与税の非課税

直系尊属から居住用家屋等の取得等のための資金の贈与を受けた場合、平成21年1月1日から平成22年12月31日までの期間を通じて500万円まで贈与税が非課税となりました。この規定は、基礎控除110万円とあわせて適用することが可能です。また、相続時精算課税制度（住宅取得等のための特例を含む）とあわせて適用することも可能です。

- ◎平成21年1月1日から平成22年12月31日までの期間の贈与が対象です。
- ◎受贈者はその年1月1日において20歳以上である者に限ります。

### ① 通常の贈与（暦年贈与）の場合

基礎控除 110万円 + 住宅取得等の非課税 500万円 = 610万円まで 非課税

### ② 相続時精算課税制度利用時

相続時精算課税の特例 2,500万円 + 住宅取得等の非課税 500万円 = 3,000万円まで 非課税

### ③ 相続時精算課税制度（住宅取得等のための特例）利用時

相続時精算課税の住宅取得等のための特例 3,500万円 + 住宅取得等の非課税 500万円 = 4,000万円まで 非課税